

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号（海岸保全区域の指定）の一部
改正

○保安林の指定の予定

○保安林の指定の解除の予定告示内容の掲示

公 告

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（三件）

教育委員会

○指定管理者の変更の届出

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

告 示

○宮城県告示第五百二十一号

昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台市青葉区海岸寒風沢地区海岸鰐ヶ淵地先海岸及び東三浦地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 浦戸海 寒風沢 鰐ヶ淵 A 基点 A 点
仙台湾 岸 地区海 地先海岸 塩竈市浦戸寒風沢字鰐ヶ淵七番一の北緯三八度二〇分二三秒三四五五東経一四一度〇七分四九秒四二二二の地点
沿岸 岸 補助点

(イ)点は、北緯三八度二〇分二三秒四五一六東経一四一度〇七分四九秒五〇四一の地点

(ロ)点は、北緯三八度二〇分二三秒五八三八東経一四一度〇七分四九秒六五七八の地点

(ハ)点は、北緯三八度二〇分一四秒一一五三東経一四一度〇七分五〇秒三〇六八の地点

(ニ)点は、北緯三八度二〇分一二秒二二八四東経一四一度〇七分五二秒七九七七の地点

(ホ)点は、北緯三八度二〇分一一秒六九四六東経一四一度〇七分五二秒一四五九の地点

(ヘ)点は、北緯三八度二〇分一一秒五五七七東経一四一度〇七分五二秒〇七六九の地点

(ト)点は、北緯三八度二〇分一一秒四八九六東経一四一度〇七分五二秒九三〇九の地点

(チ)点は、北緯三八度二〇分一一秒四七九八東経一四一度〇七分五一秒八一九〇の地点

(リ)点は、北緯三八度二〇分一一秒四一六二東経一四一度〇七分五一秒七一六四の地点

(ル)点は、北緯三八度二〇分一一秒三三三六東経一四一度〇七分五一秒五五四四の地点

(レ)点は、北緯三八度二〇分一一秒一五〇〇東経一四一度〇七分五一秒二五一一の地点

(ヲ)点は、北緯三八度二〇分一二秒七四九八東経一四一度〇七分四九秒一三九一の地点

(ク)点は、北緯三八度二〇分一三秒〇一八二東経一四一度〇七分四九秒四〇二七の地点

(カ)点は、北緯三八度二〇分一三秒一〇一五東経一四一度〇七分四九秒四〇二七の地点

七分四九秒四八四五の地点
 (目)点は、北緯三八度二〇分一三秒一四七七東経一四一度〇七分四九秒四三三七の地点
 区域

A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界測地系による)

三宮城岸 浦戸海 寒風沢 東三百浦 基点A点

仙台湾 岸 地区海 II地先海 塩竈市浦戸寒風沢字東三百浦七番の北緯三八度二〇分四一秒四六五七東経一四一度〇七分五〇秒六一〇一の地点

補助点

(イ)点は、北緯三八度二〇分四一秒四六八八東経一四一度〇七分五〇秒七五九二の地点

(ロ)点は、北緯三八度二〇分四一秒四七三九東経一四一度〇七分五〇秒九二七六の地点

(ハ)点は、北緯三八度二〇分四一秒四七六六東経一四一度〇七分五〇秒九九〇〇の地点

(ニ)点は、北緯三八度二〇分四一秒四三三三東経一四一度〇七分五〇秒九九七一の地点

(ホ)点は、北緯三八度二〇分四一秒四四八二東経一四一度〇七分五〇秒一五七七の地点

(ヘ)点は、北緯三八度二〇分四一秒〇〇三一東経一四一度〇七分五〇秒七八二一の地点

(ト)点は、北緯三八度二〇分三秒八四六五一東経一四一度〇七分四八秒八六五五の地点

(チ)点は、北緯三八度二〇分三秒八四五四東経一四一度〇七分四八秒三三三〇の地点

(リ)点は、北緯三八度二〇分三秒八秒七六七〇東経一四一度〇七分四八秒二二九〇の地点

(ヌ)点は、北緯三八度二〇分三秒八秒九〇二五東経一四一度〇七分四八秒一二三一の地点

(ル)点は、北緯三八度二〇分三秒九〇三〇三東経一四一度〇七分四八秒一五三一の地点
 (ヲ)点は、北緯三八度二〇分三秒九秒一四二四東経一四一度〇七分四八秒〇三〇六の地点
 (ワ)点は、北緯三八度二〇分三秒九秒二四四八東経一四一度〇七分四七秒九四〇七の地点

(カ)点は、北緯三八度二〇分三秒九秒三九一九東経一四一度〇七分四七秒八三七七の地点

(目)点は、北緯三八度二〇分三秒九秒九二三〇東経一四一度〇七分四七秒七六三七の地点

(夕)点は、北緯三八度二〇分四一秒七二二五東経一四一度〇七分四九秒八三〇五の地点

(レ)点は、北緯三八度二〇分四一秒五一一二東経一四一度〇七分五〇秒二七七〇の地点

(ソ)点は、北緯三八度二〇分四一秒四二二六東経一四一度〇七分五〇秒四六五一の地点

区域

A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(カ)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界測地系による)

〇宮城県告示第五百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市鶯沢北郷紙漉沢一〇六の四、一〇六の八、一〇六の九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する旨、平成二十六年三月二十八日付け森整第千五百五十六号で関係者宛て通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を仙台市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十六年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
仙台市太白区向山三丁目一の一の四六、一一の四八
- 二 所在が不明である者の住所氏名
青森市大字松森字佃二四八番地 玉城敏夫
- 三 通知の内容

一の森林について、平成二十六年三月二十八日宮城県告示第二百七十一号で告示したとおり保安林の指定を解除する予定である。

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年六月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
巨理郡巨理町荒浜字中野百四十五番、百四十五番一、百四十六番、百四十七番、百四十七番一、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

- 百四十八番、百四十八番一、百五十番、百五十一番二、百七十四番二、百七十五番、百七十七番、百七十七番一、百七十八番、百七十八番一、百七十九番一、百七十九番二、百八十番一、百八十番二、百八十一番五、百八十二番四、百八十三番十六、二百一十一番三、二百一十一番四、二百一十二番の一部、二百一十七番
- 巨理町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 平成二十六年度県債二三港災第五一〇〇二号
- 2 工事名 西浜防潮堤災害復旧（その二）工事
- 3 施工場所 仙台塩釜港（石巻港区） 石巻市西浜町地内外
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十九年三月二十四日まで
- 5 工事概要 施工延長 二、二七四・七メートル
防潮堤延長 一、二二四・七メートル
土工 一式

表法被覆工 コンクリートブロック工 九、五八二平方メートル
裏法被覆工 コンクリートブロック工 九、五八二平方メートル
天端被覆工 天端コンクリート 三、三九五立方メートル
舗装工 L11、八〇三・九メートル W11八・二五メートル 一七、九〇二平方メートル

- 6 予定価格 二、八六〇、九〇一、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）
- 8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）である

こと。

1 共同企業体の結成方法

- (一) 構成員の数は、三者であること。
- (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 平成二十六年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する

代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下

同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。

以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益

を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団

（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと

関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力

団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者

（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認めら

れる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運

営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係

を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これ

と取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経営建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(一) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）

第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

をこの現場に専任で配置できること。

(二) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）

第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以

上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当班

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 〇二一二一一一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年六月十日(火)から平成二十六年六月二十日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年六月十日(火)から平成二十六年七月二十三日(水)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十六年七月二十四日(木)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月二十五日(金) 午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十六年六月十日(火)から平成二十六年六月二十日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とするところがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

- 1 Service Required : Restoration work on the Nishihama sea wall - Stage 2
- 2 Application Deadline for Bid Participation : June 20, 2014, 5 : 00 p.m.
- 3 Deadline for Bids : July 24, 2014, 5 : 00 p.m.
- 4 Contract Information : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-3336

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 平成二十六年度県債三一一地震災五一〇六一A〇一号
- 2 工事名 清水田地区海岸外災害復旧工事
- 3 施工場所 牡鹿海岸清水田地区海岸外 石巻市清水田浜地先外
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十九年三月二十七日まで
- 5 工事概要 復旧延長 三、三三〇.二メートル

混成堤工（HⅡ六、〇メートル） 一、〇八〇メートル
コンクリート 二三三、二〇九立方メートル
捨石（五〇〜二〇〇キログラム/個） 六一、二二三立方メートル

根固工（二トンブロック） 四、一九〇個
法面被覆 七、四八五平方メートル

樋管工 四基
樋門工 一基

車道表層工 LⅡ二、二二九.八メートル 一九、一三六平方メートル
橋梁補修工 LⅡ一〇.四メートル 一基

6 予定価格 四、三三二、三七四、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）、郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型）（施工計画型）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は3に掲げる要件を満たす者（単独企業）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 平成二十六年宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並び

に支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下

同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団

（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力

団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認めら

れる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係

を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札には、共同企業体の構成員又は単独企業として、重複して参加することができない。

(8) 経営建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

- (2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。
- 3 単独企業の資格

(一) 特定調達参加資格を有すること。

(二) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(三) 開札日において、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(四) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(五) 開札日において、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(六) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(1) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わり

を持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(七) 本入札には、共同企業体の構成員として、重複して参加することができない。

(八) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(九) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(十) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当班

千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二二二二二一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同一

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年六月十日(火)から平成二十六年六月二十日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。

ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年六月十日(火)から平成二十六年七月二十三日(水)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下二階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十六年七月二十四日(木)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月二十五日(金)午前十時二十分

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間
平成二十六年六月十日(火)から平成二十六年六月二十日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをする

ことができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のし入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるい

ずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又

はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評

価点の最も高い者を落札候補者とするところがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

十二 概要

Summary

- 1 Service Required : Restoration work in the Shimizuda area (coastal region and other locations)
- 2 Application Deadline for Bid Participation : June 20, 2014, 5 : 00 p.m.
- 3 Deadline for Bids : July 24, 2014, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-3336

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年六月十日

一 入札に付する工事
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 工事番号 平成二十六年度県債三一―地震災一四五七―A1〇号
- 2 工事名 五間堀川河川災害復旧工事(その一〇)
- 3 施工場所 一級河川阿武隈川水系五間堀川 岩沼市押分地内外

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十九年三月二十四日まで

5 工事概要 復旧延長 二、四五〇.七メートル

築堤盛土工 五八、五七〇立方メートル

法覆護岸工(コンクリートブロック張) 二五、六二六平方メートル

根固工(捨石五〇×二〇〇キログラム) 二〇、二二八立方メートル

矢板工(一〇H 三.〇×九.〇メートル) 五、三九六枚

樋管工 三基

都市下水路(伏越し工)

管渠工(泥水推進工法) φ三、〇〇〇ミリ 一一二.三メートル

立抗工(発進、到達) 二基

6 予定価格 三、三八四、二四七、〇〇〇円(消費税及び地方消費税を除く。)

7 入札方式 一般競争入札(入札参加資格事前審査方式(施工体制事前提出方式)・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用)

8 落札方式 総合評価落札方式(標準型(施工計画型))

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

1 共同企業体の結成方法

- (一) 構成員の数は、三者であること。
 - (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(二)の資格を満たす二者の組合せであること。
 - (三) 結成は、自主結成であること。
 - (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
 - (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。
- 2 共同企業体の構成員の資格
- (一) 共同企業体におけるすべての構成員
 - (1) 平成二十六年度宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格(以下「特定調達参加資格」という。)を有すること。
 - (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (3) 開札日において、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申

立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本人札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本人札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となつていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五條の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五條の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当班

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二一三一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年六月十日（火）から平成二十六年六月二十日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年六月十日(火)から平成二十六年七月二十三日(水)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十六年七月二十四日(木)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月二十五日(金)午前十時四十分

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十六年六月十日(火)から平成二十六年六月二十日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもつて入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは

はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)

第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が

二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下二階)において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Service Required : Restoration work for Gokenbori River - Stage 10

2 Application Deadline for Bid Participation : June 20, 2014, 5 : 00 p.m.

3 Deadline for Bids : July 24, 2014, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Construction Contract Section, Government Contract Division,
Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
980-8570 Japan Tel.: 022-211-3336

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年宮城県条例第四十三号)第七条の規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年六月十日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県ライフル射撃場

二 変更後の指定した団体の主たる事務所の所在地

宮城県利府町花園一丁目五番地八 氏家文彦方

三 変更年月日

平成二十六年四月一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十号

平成二十六年六月二日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十六年六月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一〇一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三八、一二七

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七九、二七三	岩 沼 選 挙 区	一一、七〇七
宮 城 野 選 挙 区	五〇、六五八	登 米 選 挙 区	一三、三〇七
若 林 選 挙 区	三五、六四四	栗 原 選 挙 区	二〇、七七四
太 白 選 挙 区	六〇、九三八	東 松 島 選 挙 区	一〇、八五五

泉 選 挙 区	五八、六五六	大 崎 選 挙 区	三六、九三五
石 卷 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四三、七二七	柴 田 選 挙 区	二二、九一九
塩 釜 選 挙 区	一五、七三五	亘 理 選 挙 区	一三、〇八四
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二三、二〇六	宮 城 選 挙 区	一三、七七〇
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一四、二二八	黒 川 選 挙 区	二四、〇三八
名 取 選 挙 区	一九、七三一	加 美 選 挙 区	九、〇八一
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一二、八六六	遠 田 選 挙 区	一一、九三一
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二一、九四九		

○宮選管告示第七十一号

平成二十六年六月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十六年六月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、一二七